日本卸売学会　令和元年度全国大会開催

― 日本卸売学会―

挨拶する
日本卸売学会　宮下会長

日本卸売学会の令和元年度の全国大会が立教大学池袋キャンパスで開催された。

当日は大会実行委員長の有馬賢治氏（立教大学教授・日本卸売学会副会長）の開会挨拶から始まり、以下の研究報告がなされた。

①公益財団法人流通経済研究所主任研究員　折笠俊輔氏
　報告テーマ 「農産物の流通・物流における課題と展望」
②一般社団法人日本加工食品卸協会　専務理事　奥山則康氏
　報告テーマ「業界標準化推進基盤の構築に向けて～日食協業界標準トラック入荷受付・予約システム～」について
③常葉大学准教授　河田　賢一氏
　報告テーマ「コンビニエンスストアにおけるフランチャイズシステムの特殊性」
④日本パレットレンタル株式会社JPR総合研究所主席研究員　永井浩一氏
　報告テーマ「次世代ユニット・ロード・システムと卸売業のあり方」
⑤物流システムマネジメント研究所　所長　尾田寛仁氏
　報告テーマ「卸売業の帳合問題と経営戦略」
⑥ピップ株式会社　代表取締役　藤本久士氏
　報告テーマ「消費者起点のマーケティングカンパニーへ」

研究報告が終了後、学会総会が行われ平成30年度事業報告書、決算報告書、令和元年度の事業計画書、事業予算書を全て原案どおり承認した。また役員体制が一部変更され副会長に関東学院大学教授の福田　敦氏が選出された。最後に宮下正房会長より、学会所属会員数の拡充協力要請があり閉会した。終了後は立教大学内の日比谷松本楼で懇親会が行われた。

日本卸売学会 会場

平成３０年度「食品産業における取引慣行の実態調査」について

― 一般社団法人食品産業センター ―

元ＪＦＩＡ第１２８号
令和元年６月５日

一般社団法人 日本加工食品卸協会
会長　國分　晃　様

一般財団法人 食品産業センター
理事長　村上　秀徳

平成３０年度「食品産業における取引慣行の実態調査」について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当センターの活動にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます

平成１７年に、従来の「百貨店業告示」が見直され、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」が告示、施行されるとともに、その「運用基準」が公表され、流通、納入取引の実態に即した、取引上の地位の不当利用を規制する新たなルールが定められました。

当センターでは、従来から、いわゆる大規模小売店の優越的地位の濫用による不公正な取引が生じないよう、実態調査を通じて濫用行為の是正に取り組んでまいりました。

平成３０年度は、本年２月に、２９年度と同様に上記告示に示された考え方に即して調査を実施し、その結果をこの度「食品産業における取引慣行の実態調査」として取りまとめましたので、ご報告申し上げます。

その結果によれば、全体的には要請・要求は前回調査までは全般的に減少傾向が続いておりましたが、今回調査ではわずかに増加し、いくつかの問題点が指摘されております。今後、さらに期待を持って取引慣行の改善に取り組んで行きたいと考えております。

貴会及び貴会会員におかれましては、これまでも独占禁止法遵守のため、仕入担当者等への周知徹底等に努められており、当センターとして改めて感謝申し上げるところでありますが、今後とも、今回の調査の趣旨と結果をご理解のうえ、傘下の会員各社に対し、不公正な取引が行われることのないようご協力とご指導を賜りたく、お願い申し上げます。

令和元年６月５日

平成30年度食品産業における取引慣行の実態調査報告書のポイント

一般財団法人　食品産業センター
企画調査部

今回の調査報告書のポイントは以下のとおりです。

1　（１）協賛金負担の要請から（５）過度の情報開示の要求までの経年的な変化をみると、前回調査までは全般的に改善（減少）傾向が続いていたが、今回調査では、全般的に同じかわずかに悪化（増加）した。

2　（２）センターフィー負担の要請の項目では、「センターフィーを負担している」との回答が前回調査とほぼ同じ（40.0%→40.8%、＋0.8%）であった。また、今回調査で初めて調査項目に入れた実質センターフィーを別の名目での要請の有無については「あった」との回答が、全体では4.5%と回答比率は少ないもの実態があることがわかった。

3　要求、要請への対応については「全て応じざるを得ない」＋「ほとんど応じている」が（１）協賛金負担の要請でやや増加、（２）センターフィー負担の要請でほぼ同じ以外は、かなり～大幅に減少した。要請、要求を受けた場合は、前回調査と比べて協賛金、センターフィー以外では応じていない割合が増えている状況が窺えた。

4　（６）プライベート・ブランド（PB）商品に関する要請については、PB商品市場が拡大するなかで、前回調査までは製造受託が「あった」とする事業者が減少傾向であったが、今回調査ではわずかに増加した（74.2%→71.8%→62.8%→65.1%）。また、製造受託があったと回答した事業者のうち、不当であると感じる要請があったとする割合は年々減少している。（17.0%→15.7%→12.9%→12.4%）。

5　事業者の資本金規模別分析では、前回調査と同様に（１）協賛金負担の要請、（２）センターフィー負担の要請、（３）従業員派遣の要請について、大規模事業者ほど各項目の要請を受ける割合が多く、逆に小規模事業者は要請を受ける割合は少ないものの、要請を受けた場合は応じざるを得ない実態が窺われた。

6　平成21年の独占禁止法の改正により、「優越的地位の濫用」行為が課徴金の対象とされていることを知っている事業者の割合はここ３年同じ水準で留まっている。今後とも「大規模小売業告示」と併せて、本調査結果報告の機会をとらえた継続的な制度の周知に向けた取組が必要と考える（58.9%→59.0%→58.1%）。

7　本年10月１日に消費税率を８%から10%に引き上げることに関して、不当であると感じる要請が「あった」とする回答は、調査時期が早かったこともあり、全体で２件（0.2%）とわずかであった。

（まとめ）

今回の調査結果では、全体的にみると要求・要請は前回調査までは全般的に減少傾向が続いていたが、今回調査ではわずかに増加した。しかし、要求・要請があっても協賛金、センターフィー以外では応じていない割合が増えている状況が窺われた。また、個々の回答事例からは、多くの問題、解決すべき課題があることが窺われる。

本調査結果等を踏まえ、商談や事前協議・説明の徹底等関係者全員の一層の努力により、更なる改善が必要と考える。

なお、今回新たに調査項目に加えた本年10月の消費税率引上げに関して、不当な要請等があったとする回答は２件とわずかであったが、今後10月に向けて、取引上優越した地位にある事業者が、その地位を利用して、取引の相手方に対して消費税率引上げ分の負担を不当にしわ寄せすることがないように動向を注視する必要がある。

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁等の周知について

― 農林水産省 ―

元食産第1062号
令和元年７月５日

日本加工食品卸協会　殿

農林水産省食料産業局長

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁等の周知について

このことについて、経済産業省、公正取引委員会及び消費者庁より、関係企業等に対して、別添のとおり通知されておりますので、貴団体にもお知らせいたします。

貴団体におかれましても、別添の趣旨及び遵守事項について十分御理解の上、会員企業に対し周知徹底を図っていただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

なお、食品産業においては、特に以下のような違反事例について御留意願うとともに、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成２５年法律第４１号）」に違反する行為に対しては、農林水産省としても、関係府省庁と連携して迅速かつ厳正に対処することとされておりますので申し添えます。

① 標準税率が適用される店内飲食価格の据置きを理由に、実質的な本体価格２％引下げ分の一部を納入業者に負担してもらうために、食材の納入価格の引下げを要求すること

② 軽減税率が適用される飲食料品について、支払手数料等については標準税率が適用されるにも関わらず、飲食料品の税込の販売高に一定の割合を乗じて支払手数料等の金額を計算する方法を存置すること

20190522中第３号
公取取第４４号
令和元年６月

代表者殿

経済産業大臣

公正取引委員会委員長

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

平成２４年８月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成２４年法律第６８号）等において，消費税率（地方消費税率を含みます。以下同じ。）が令和元年１０月１日に８％から１０％に引き上げられることが規定されています。

消費税（地方消費税を含みます。以下同じ。）は，価格への転嫁を通じて最終的に消費者が負担する税ですが，消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から，「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成２５年法律第４１号）（以下「消費税転嫁対策特別措置法」といいます。）が制定されています（平成２５年１０月１日施行）。

消費税転嫁対策特別措置法においては，消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置，消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置，価格の表示に関する特別措置並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置が講じられています（このうち，消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置の内容については，別紙参照。）。

公正取引委員会，中小企業庁長官及び主務大臣は，消費税の転嫁拒否等の行為に対して調査や指導を行い，また，公正取引委員会は，消費税の円滑かつ適正な

転嫁を阻害する重大な事実があると認める場合などには，特定事業者に対して勧告を行い，その旨を公表しています。この他，政府共通の窓口として内閣府に消費税価格転嫁等総合相談センターを設け，消費税の転嫁拒否等の行為を受けた事業者からの相談を受け付けるとともに，公正取引委員会や中小企業庁のほか各省庁においても事業者からの相談を受け付けています。加えて，書面調査を悉皆的に行うなど，積極的に消費税の転嫁拒否等の行為がないかどうかについて情報収集を行っています。

平成２６年４月１日の消費税率の５％から８％への引上げに係る転嫁拒否等の行為については，公正取引委員会及び中小企業庁において，平成２５年１０月から平成３１年３月までに，４，６６２件の指導，４８件の勧告・公表を行いました。

また，平成３０年１１月２８日に公表された「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」においては，小売事業者が自らの経営判断により値引きを行うことに法令上の制約はないことを示す一方で，事業者間の取引については，下請事業者等がしわ寄せを受け，適正な価格転嫁ができず，増税分を負担させられるような事態があってはならず，本年１０月の消費税率引上げに際しても，消費税転嫁対策特別措置法で禁止されている不当な行為がなされないよう，引き続き，監視や周知を厳格に行っていくことを明らかにしています。

さらに，平成３１年３月２９日には，「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法，独占禁止法及び下請法上の考え方」（平成２５年公正取引委員会）を改正し，消費税転嫁対策特別措置法上の考え方の一層の明確化を図っています。

上記ガイドライン等も踏まえ，今後，公正取引委員会及び中小企業庁としては，本年１０月の消費税率引上げに当たって，中小企業等が適正かつ円滑に税率引上げ分を転嫁できるよう，周知・広報や調査の強化を講じるなど，転嫁対策をより一層強化してまいります。

貴社におかれては，上記の趣旨及び別紙の遵守事項等について十分理解し，本年１０月の消費税率の１０％への引上げに当たって，消費税の転嫁拒否等の行為を行うことがないよう，現場担当者に限らず貴社全体に周知徹底を図っていただくとともに，担当役員等の責任者にはこれらの指導及び監督に当たらせるなど，貴社全体で適切な措置を講じるよう強く要請します。

また，上記の特別措置以外にも，消費税率の引上げに当たって，下請代金支払遅延等防止法（昭和３１年法律第１２０号）に違反する行為を行わないように併せて要請します。

以上

別紙

消費税転嫁対策特別措置法における遵守事項

消費税転嫁対策特別措置法では，特定事業者が特定供給事業者に対して消費税の転嫁を拒否する行為が規制対象になっています。

１．特定事業者と特定供給事業者

	特定事業者 （転嫁拒否をする側） （買手）	特定供給事業者 （転嫁拒否をされる側） （売手）
①	大規模小売事業者（注１）	大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する場合における当該商品又は役務を供給する事業者
②	法人である事業者であって，右欄に掲げる事業者から継続して商品又は役務の供給を受けるもの（大規模小売事業者を除く。）	・　個人である事業者 ・　人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。）である事業者 ・　資本金の額又は出資の総額が３億円以下である事業者

（注１）大規模小売事業者とは，一般消費者が日常使用する商品の小売業を行う者（特定連鎖化事業（中小小売商業振興法（昭和４８年法律第１０１号）第１１条第１項に規定する特定連鎖化事業をいう。）を行う者を含む。）であって，その規模が大きいものとして公正取引委員会規則で定める次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。

ア　前事業年度における売上高（特定連鎖化事業を行う者にあっては，当該特定連鎖化事業に加盟する者の売上高を含む。）が１００億円以上である者

イ　次のいずれかの店舗を有する者

・　東京都特別区及び政令指定都市の区域内にあっては，店舗面積が３０００平方メートル以上の店舗

・　それ以外の市町村の区域内にあっては，店舗面積が１５００平方メートル以上の店舗

２．特定事業者の遵守事項

特定事業者は以下に掲げる行為を行ってはいけません。

（１）減額

商品又は役務について，合理的な理由なく既に取り決められた対価から事後的に減じて支払うこと

＜問題となる事例＞

ア　対価から消費税率引上げ分の全部又は一部を減じる場合

イ　既に支払った消費税率引上げ分の全部又は一部を次に支払うべき対価から減じる場合

ウ　本体価格に消費税額分を上乗せした額を商品の対価とする旨契約していたにもかかわらず，対価を支払う際に，消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合

エ　リベートを増額する又は新たに提供するよう要請し，当該リベートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合

オ　消費税率引上げ分を上乗せした結果，計算上生じる端数を対価から一方的に切り捨てて支払う場合

カ　「１０月１日以降○％値下げ」，「１０月１日以降○％ポイント付与」等と表示したセールの実施に当たって，特定事業者が，自社の利益を確保するため，消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合

キ　標準税率が適用される商品の対価について，軽減税率が適用された場合の対価まで減じる場合（注２）

（注２）標準税率が適用される商品の納入については，取引先に支払う対価は消費税率引上げ分高くなるが，仕入控除税額もその分増加することとなる。

（２）買いたたき

商品又は役務の対価について，合理的な理由なく通常支払われる対価よりも低く定めること

＜問題となる事例＞

ア　対価を一律に一定比率で引き下げて，消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

イ　原材料費の低減等の状況の変化がない中で，消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

ウ　安売りセールを実施することを理由に，大量発注などによる特定供給事業者のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず，取引先に対して値引きを要求し，消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合（注３）

（注３）「１０月１日以降○％値下げ」，「１０月１日以降○％ポイント付与」等と表示したセールの実施においても，考え方は同様である。

エ　免税事業者である取引先に対し，免税事業者であることを理由に，消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合（注４）

（注４）免税事業者であっても，他の事業者から仕入れる原材料や諸経費の支払において，消費税額分を負担している点に留意する必要がある。

オ　消費税率が２段階で引き上げられることから，２回目の引上げ時に消費税率引上げ分の全てを受け入れることとし，１回目の引上げ時におい

ては，消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

カ　商品の量目を減らし，対価を消費税率引上げ前のまま据え置いて定めたが，その対価の額が量目を減らしたことによるコスト削減効果を反映した額よりも低い場合

キ　標準税率が適用される商品について，消費税率引上げ前に税込価格で対価を定めていることを理由として，消費税率引上げ後も消費税率引上げ前に定めた対価を据え置く場合

ク　標準税率が適用される商品について，消費税率引上げ前に税込価格で対価を定めているところ，取引先からの対価引上げの要請や価格交渉の申出がないことを理由として，消費税率引上げ後も消費税率引上げ前に定めた対価を据え置く場合

ケ　標準税率が適用される商品を納入する取引先に対して，自己の供給する商品が軽減税率の対象品目であることを理由として，消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合（注5）

（注5）標準税率が適用される商品の納入については，取引先に支払う対価は消費税率引上げ分高くなるが，仕入控除税額もその分増加することとなる。

（3）商品購入，役務利用又は利益提供の要請

商品又は役務について，消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せする代わりに，特定供給事業者に商品を購入させ，役務を利用させ又は経済上の利益を提供させること

＜問題となる事例＞

【商品購入，役務利用の要請】

ア　消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに，取引先にディナーショーのチケットの購入，自社の宿泊施設の利用等を要請する場合

イ　消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに，本体価格の引下げに応じなかった取引先に対し，毎年定期的に一定金額分購入してきた商品の購入金額を増やすよう要請する場合

ウ　自社の指定する商品を購入しなければ，消費税率引上げに伴う対価の引上げに当たって不利な取扱いをする旨を示唆する場合

【利益提供の要請】

ア　消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに，消費税の転嫁の程度に応じて，取引先ごとに目標金額を定め，協賛金を要請する場合

イ　消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに，通常必要となる費用を負担することなく，取引先に対し，従業

員等の派遣又は増員を要請する場合

ウ　消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに，消費税率の引上げに伴う価格改定や，外税方式への価格表示の変更等に係る値札付け替え等のために，取引先に対し，従業員等の派遣を要請する場合

エ　消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに，取引先に対し，取引の受発注に係るシステム変更に要する費用の全部又は一部の負担を要請する場合

オ　消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに，金型等の設計図面，特許権等の知的財産権，その他経済上の利益を無償又は通常支払われる対価と比べて著しく低い対価で提供要請する場合

カ　消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに，「１０月１日以降○％値下げ」，「１０月１日以降○％ポイント付与」等と表示したセールの実施に当たって，特定事業者が，自社の利益を確保するため，協賛金の提供又は従業員等の派遣を要請する場合

（４）本体価格での交渉の拒否

商品又は役務の供給の対価に係る交渉において消費税を含まない価格を用いる旨の特定供給事業者からの申出を拒むこと（注６）

（注６）申出を拒むとは，特定事業者が，特定供給事業者からの申出を明示的に拒む場合が該当することはいうまでもないが，例えば，次のとおり，特定供給事業者が本体価格で価格交渉を行うことを困難にさせる場合も該当する。

ア　特定供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したため，本体価格に消費税額を加えた総額のみを記載した見積書等を再度提出させる場合

イ　特定事業者が，本体価格に消費税額を加えた総額しか記載できない見積書等の様式を定め，その様式の使用を余儀なくさせる場合

（５）報復行為

上記（１）から（４）に掲げる行為があるとして，特定供給事業者が公正取引委員会，主務大臣又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として，取引の数量を減じ，取引を停止し，その他不利益な取扱いをすること

消費税転嫁対策特別措置法について

※消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法

消費税転嫁対策特別措置法が，平成25年10月1日付けで施行されています（同法は，令和3年3月31日まで適用されます。）。政府では，この法律に基づき消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組を行っています。

※法律改正により，同法の期限は，平成30年9月30日から令和3年3月31日に延長されました。

Ⅰ　消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について，消費税の転嫁を拒む行為等が禁止されています。適用対象となる主な取引及び禁止される行為は以下のとおりです。

	転嫁拒否等をする側（規制対象）（買手）	転嫁拒否等をされる側（売手）
①	大規模小売事業者	大規模小売事業者と継続的に取引を行っている事業者
②	右欄の事業者等と継続的に取引を行っている法人事業者	○　資本金3億円以下の事業者 ○　個人事業者等

禁止される行為	具体例
①　減額	本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが，消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること
②　買いたたき	原材料費の低減等の状況変化がない中で，消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること
③　商品購入，役務利用又は利益提供の要請	消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに，取引先にディナーショーのチケットを購入させること
④　本体価格での交渉の拒否	本体価格（消費税抜価格）で交渉したいという申出を拒否すること
⑤　報復行為	転嫁拒否をされた事業者が，①～④の行為が行われていることを公正取引委員会などに知らせたことを理由に，取引の数量を減らしたり，取引を停止したりするなど，不利益な取扱いをすること

違反行為を防止又は是正するため，公正取引委員会，主務大臣，中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また，違反行為があると認めるときは，公正取引委員会が勧告を行い，その旨を公表します。

Ⅰに関する問い合わせ先：公正取引委員会消費税転嫁対策調査室　03－3581－5471（代表）

Ⅱ　消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務の取引について，消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止されています。禁止される表示は以下のとおりです。

禁止される表示	禁止される表示の具体例
①　取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示	「消費税は転嫁しません」 「消費税は当店が負担しています」
②　取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの	「消費税率上昇分値引きします」
③　消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの	「消費税相当分，次回の購入に利用できるポイントを付与します」

違反行為を防止又は是正するため，消費者庁長官，公正取引委員会，主務大臣，中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また，違反行為があると認めるときは，消費者庁長官が勧告を行い，その旨を公表します。

Ⅱに関する問い合わせ先：消費者庁表示対策課　03－3507－8800（代表）

Ⅲ　価格の表示に関する特別措置

（1）　平成25年10月1日以降，消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から，表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば，「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が設けられています。

※　消費者への配慮の観点から，上記の特例を受ける事業者はできるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

【具体的な表示の例】

（例１）値札，チラシ，ポスター，商品カタログ，インターネットのウェブページ等において，商品等の価格を次のように表示する。

○○円（税抜）　○○円（税抜価格）　○○円（本体価格）　○○円＋税

（例２）個々の値札等においては「○○円」と税抜価格のみを表示し，別途，店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に，明瞭に，「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う。

（2）　事業者が，税込価格に併せて，税抜価格を表示する場合において，税込価格が明瞭に表示されているときは，景品表示法第5条（不当表示）の規定は適用しないこととされています。

Ⅲ(1)に関する問い合わせ先：財務省主税局税制第二課　03－3581－4111（代表）
Ⅲ(2)に関する問い合わせ先：消費者庁表示対策課　03－3507－8800（代表）

Ⅳ　消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務を対象にした，事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル・表示カルテルが独占禁止法の適用除外となります（公正取引委員会に対して事前に届け出ることが必要です。届出書の様式など，具体的な届出の方法については公正取引委員会HPを御覧ください。）。

（1）転嫁カルテル（消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為）

（例１）事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に，消費税額分を上乗せすること

（例２）消費税額分を上乗せした結果，計算上生じる端数について，切上げ，切捨て，四捨五入等により合理的な範囲で処理すること

※　税込価格や税抜価格（本体価格）を決めることは，適用除外の対象にはなりません（独占禁止法に違反する行為ですので注意してください。）。

※　転嫁カルテルについては，参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です。

【中小事業者の範囲】	資本金等の額（会社）	又は	常時使用する従業員数（会社又は個人）
製造業，建設業，運輸業	3億円以下		300人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
サービス業	5千万円以下		100人以下
小売業	5千万円以下		50人以下
政令で定める業種	業種ごとに政令で定める金額以下		業種ごとに政令で定める数以下
上記以外の業種	3億円以下		300人以下

（2）表示カルテル（消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為）

（例１）税率引上げ後の価格について，「消費税込価格」と「消費税額」とを並べて表示する方法を用いること

（例２）税率引上げ後の価格について，「消費税込価格」と「消費税抜価格」とを並べて表示する方法を用いること

Ⅳに関する問い合わせ先：公正取引委員会消費税転嫁対策調査室　03－3581－5471（代表）

２０２０年度卒業・終了予定者等の就職・採用活動に関する要請について

― 内閣官房･文部科学省･厚生労働省･経済産業省 ―

平成 31 年 3 月 26 日

一般社団法人　日本加工食品卸協会　会長　殿

内閣官房内閣審議官
文部科学省高等教育局長
厚生労働省人材開発統括官
経済産業省経済産業政策局長

2020 年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について

（要請内容）

2020 年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動についての要請事項を、別紙のとおりとりまとめましたので、加盟各企業等への周知徹底をいただきますようお願い申し上げます。

（背景等）

我が国の持続的な発展のためには、若者の人材育成が必要不可欠であり、学生が学業に専念し、多様な経験ができる環境づくりを進めることが重要です。

これまで、日本経済団体連合会（以下「経団連」）による「採用選考に関する指針」の策定、就職問題懇談会による「申合せ」、関係省庁による経済団体等への要請、というプロセスによって、就職・採用活動の日程等に関するルールが毎年度定められてきたところです。このルールについては、我が国で定着してきたいわゆる「新卒一括採用」の下で、学生が学業に専念しやすくなった、学生や大学が計画的に就職活動に対応できるようになった、といったプラス面が指摘されている一方、グローバル化やＩＴ化が進展する中においてルールが必ずしも遵守されていないとの指摘もあります。こうした中、昨年 10 月 9 日、経団連は今後「採用選考に関する指針」を策定しない方針を示しました。

これに対し、学生が学修時間等を確保しながら安心して就職活動に取り組むことができるようにする必要があること、大学側のみならず経団連等からも当面は何らかの

ルールが必要であるとの認識が示されたこと等に鑑み、経団連及び就職問題懇談会のオブザーバー参加のもと、「就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議」が開催され、「2020年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方」（以下「考え方」）が昨年10月29日にとりまとめられました。「考え方」では、2020年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程について、2019年度卒業・修了予定者と同様の日程を遵守するよう経済団体等に対して要請を行うことなどが決定されました。

一方、大学等においても、本年3月25日、就職問題懇談会により「2020年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（参考資料）が定められたところです。

上記の状況を踏まえ、政府として、「2020年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請事項」を別紙のとおりとりまとめたものです。

就職・採用活動の円滑な実施及び学生が学業に専念できる環境の確保のためには、企業側・大学側の足並みをそろえた取組が必要であり、各経済団体等に要請する次第です。

（アンケート調査）

別紙の要請事項の周知状況等を把握するため、アンケート調査を別途実施するので、御協力をお願い申し上げます。

（別　紙）

2020年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請事項

就職・採用活動の円滑な実施及び学生が学業に専念できる環境の確保のため、2020年度（2021年３月）に卒業・修了予定の学生[1]（以下「新卒学生」という。）を対象とした就職・採用活動について、政府として就職・採用活動を行う主体に広く要請する事項及びこのことに関する留意点等は、以下のとおりです。

１．就職・採用活動の日程

学生が学修時間を確保しながら安心して就職活動に取り組むことができるよう、就職・採用活動の日程については、次のとおりとしていただくようお願いいたします。

- 広報活動開始　：　卒業・修了年度に入る直前の３月１日以降
- 採用選考活動開始　：　卒業・修了年度の６月１日以降
- 正式な内定日　：　卒業・修了年度の10月１日以降

広報活動とは、採用を目的として、業界情報、企業情報、新卒求人情報等を学生に対して広く発信していく活動を指します。その開始期日の起点は、自社の採用サイトあるいは就職情報会社の運営するサイトで学生の登録を受け付けるプレエントリーの開始時点とします。上記の開始期日より前における活動は不特定多数に向けたもの[2]にとどめ、学生の個人情報の取得や個人情報を活用した広報活動は行わないようお願いいたします[3]。

また、広報活動の実施に当たっては、それが実質的な選考とならない、またそうした誤解を与えることのないよう留意していただき、学生が自主的に参加するかどうかを判断できるものであること、その後の採用選考活動に影響を与えるものではないことを十分周知[4]していただくようお願いいたします。

採用選考活動とは、一定の基準に照らして学生を選抜することを目的とした活動を指します。具体的には、選考の意思をもって学生の順位付けまたは選抜を行うもの、あるいは、当該活動に参加しないと選考のための次のステップに進めないものであり、こうした活動のうち、時間と場所を特定して学生を拘束して行う面接や試験などの活動を指します[5]。

２．学事日程等への配慮

採用選考活動は、広報活動とは異なり、日程や場所等の決定に関して学生に裁量が与

---

[1] 日本国内の大学、大学院修士課程、短期大学、高等専門学校の卒業・修了予定者が対象であり、大学院博士課程（後期）に在籍している院生はこの限りではありません。

[2] 例えば、ホームページにおける文字や写真、動画などを活用した情報発信、文書や冊子等の文字情報によるＰＲなどです。

[3] 広報活動のスケジュールを事前に公表することは差し支えありません。

[4] 例えば、広報活動を行う際の告知・募集の段階と実施時の段階の双方において、当該活動が広報活動として行われる旨を、ホームページや印刷物への明記、会場での掲示、口頭による説明などの方法によって、学生に周知徹底するなどです。

[5] エントリーシートの提出、ウェブテストやテストセンターの受検などによる事前スクリーニングについては、日程・場所等に関して学生に大幅な裁量が与えられていることから、上記の開始時期を卒業・修了年度の６月１日以降とする採用選考活動とは区別します。

えられているものではないため、学事日程等に十分に配慮していただき、また、大学等の所在地による不利が生じないよう対応していただくようお願いいたします。

例えば、面接や試験の実施に際して、対象となる学生に対して事前に余裕をもって連絡を行うことや、授業、ゼミ、実験、試験、教育実習などの時間と重ならないよう設定すること、土日・祝日、夕方以降の時間帯の活用などを含めた工夫を行うこと等が考えられます。また、学生から個別に申し出がある場合、それらの事情に十分配慮しながら対応していただくようお願いいたします。

特に、2020 年度は東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されているため、面接や試験の実施に際して、地方の学生が宿泊施設を手配する際に困難を伴うことや、面接や試験の予定日が学生ボランティアの研修日程等と重複すること等の事態も想定されます。このため、採用選考活動の実施に当たっては、こうした学生個々の事情に十分に配慮していただくようお願いいたします。

3．日本人海外留学者[6]や外国人留学生などに対する多様な採用選考機会の提供

留学すると就職活動で不利になるとの認識が学生に生じることのないよう、日本人海外留学者向けの取組（例えば、一括採用とは別に採用選考機会を設けるなど）を、各企業の必要に応じて行っていただくようお願いいたします。また、そうした取組を行っている企業は、自社の採用ホームページ等で積極的に周知していただくようお願いいたします。

また、日本での就職を希望する外国人留学生についても、就職活動で不利になるとの認識が学生に生じることのないよう、外国人留学生向けの取組（例えば、業種や職種等によって求められる日本語能力が様々であること等も踏まえて多様かつ柔軟な採用選考を行うなど）を、各企業の必要に応じて行っていただくようお願いいたします。また、そうした取組を行っている企業は、自社の採用ホームページ等で積極的に周知していただくようお願いいたします。

さらに、日本人海外留学者や外国人留学生に限らず、何らかの理由により一括採用の採用選考時期に就職活動を行わなかった学生に対しても応募の機会を提供する観点から、通年採用や秋季採用の導入をはじめとした様々な募集機会を設けることについて、積極的に検討していただくようお願いいたします。

4．公平・公正で透明な採用の徹底

労働施策総合推進法[7]、男女雇用機会均等法[8]、若者雇用促進法[9]、障害者雇用促進法[10]等を踏まえ、公平・公正で透明な採用選考活動を行っていただくようお願いいたします。また、採用選考においてハラスメントや学生の職業選択の自由を妨げる行為（正式な内定前に他社への就職活動の終了を迫ったり、誓約書等を要求したりする行為等）を行わないよう徹底していただくようお願いいたします。

---

6 新卒学生のうち、留学期間が１．の就職・採用活動の日程と重複する者などを指します。

7 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（昭和 41 年法律第 132 号）

8 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和 47 年法律第 113 号）

9 「青少年の雇用の促進等に関する法律」（昭和 45 年法律第 98 号）

10 「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和 35 年法律第 123 号）

５．インターンシップの取扱い

インターンシップは、学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行う場であり、大学等の教育の一環として位置づけられるものです。この趣旨を踏まえ、インターンシップの実施に当たっては、募集対象を学士課程３年次及び修士課程１年次の学生に限定せず、また、広報活動や採用選考活動とは一切関係ないことを明確にして行っていただくようお願いいたします[11]。

また、上記の広報活動及び採用選考活動の開始日より前において、インターンシップと称した広報活動及び採用選考活動そのものを行うなど、インターンシップ全体に対する信頼性を失わせることのないようにしていただくようお願いいたします。特に、いわゆる「ワンデーインターンシップ」など短期間で実施されるプログラムの中には、就業体験を伴わず、企業等の業務説明の場となっているものが存在することが懸念されることから、こうしたプログラムをインターンシップと称して行うことがないようにしていただくようお願いいたします[12]。

６．成績証明等の一層の活用

採用選考活動に当たっては、大学等における成績証明等を取得して一層活用すること（例えば、面接時にそれらに基づいた質問を行うなど）等により、学生の学修成果や学業への取組状況を適切に評価していただくようお願いいたします。

７．クールビズ等への配慮

採用選考活動の実施時期が梅雨や夏季に当たることから、学生のクールビズ[13]等への配慮を行うとともに、その旨を積極的に学生に対して周知していただくようお願いいたします。

８．卒業・修了後３年以内の既卒者の取扱い

意欲や能力を有する若者に応募の機会を広く提供する観点から、若者雇用促進法に基づく指針[14]の趣旨を踏まえつつ、自社の実情や採用方針に則って、大学等の卒業・修了者が、卒業・修了後少なくとも３年間は新規卒業・修了予定者の採用枠に応募できるような募集条件を設定するなど、適切な対応に努めていただくようお願いいたします。

以　上

---

[11] 2020年度卒業・修了予定者を対象とし、広報活動・採用選考活動の開始期日以後に実施されるインターンシップであり、あらかじめ広報活動・採用選考活動の趣旨を含むことが示されている場合については、この限りではありません。

[12] 上記のほか、文部科学省・厚生労働省・経済産業省の連名で作成・公表された「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（平成27年12月10日改定）及びその留意点（平成29年10月25日）についても留意いただくようお願いいたします。

[13] 政府としては、2005年からクールビズ（冷房温度の適正化とその温度に適した軽装や取組など）を推進しており、各企業におかれましては、業界の実態等に照らして、ご協力をお願いいたします。

[14] 「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」（平成27年厚生労働省告示第406号）

参 考 資 料

（本参考資料内の別紙省略）

2019 年 3 月 25 日
就 職 問 題 懇 談 会

２０２０年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者
に係る就職について（申合せ）

大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）は、グローバル化や情報通信技術の急激な進展により、社会構造が大きく変化している状況の中で、学生にこのような社会に対応し、未来を切り拓いていけるような高い学力と豊かな人間性を身につけさせた上で、社会に送り出す社会的使命を負っている。その責務を果たすためには、正常な学校教育と学生の学修環境を確保することが不可欠である。

その理念の下、国公私立の大学等で構成する就職問題懇談会は、２０２０年度卒業・修了予定者の就職活動の秩序を維持し、学生の就職機会の均等を期するため、各大学等が取り組む事項について下記のとおり申し合わせる。

この申合せを行うに当たり、各大学等においては、全教職員が協力し、全学的にこれを実行することを確認する。

なお、就職活動の秩序維持に関して、各大学等が取り組むだけでなく、就職問題懇談会として企業に対し別紙の通り協力要請を行う。その際、大学側、企業側双方において申合せに沿って対応がなされているかについて、確認を行う。

記

１．各大学等は、以下の就職・採用活動の日程を遵守するとともに、企業等に対して、その遵守を要請する。

・広報活動開始[i]　：　卒業・修了年度に入る直前の３月１日以降
・採用選考活動開始[ii]　：　卒業・修了年度の６月１日以降
・正式な内定日　：　卒業・修了年度の１０月１日以降

２．各大学等は、就職・採用活動に関する本申合せの大きな目的の一つが、学生の学修時間の確保や留学などの多様な経験を得る機会の確保など、学生の学修環境の整備であることを再度認識する。その上で、学生に対して、関連情報の周知や情報提供に努めるとともに、個別の相談や指導等を行い、場合によっては企業に具体的な対応を要請するなど、きめ細やかな支援を行う。

３．各大学等は、インターンシップの本来の趣旨に鑑み、その教育的効果を高めることに努める。また、「インターンシップ」と称した会社説明会や採用選考活動と捉えられる行事等を行わないよう、企業等に要請する。

４．各大学等は、採用選考において学生の学業への取組状況を適切に評価するよう企業等に要請する。

具体的取組

1．就職・採用活動の円滑な実施

（1）学生への周知・情報提供

① 就職・採用活動に関して注意すべき点の十分な周知

各大学等は、学生が混乱することのないよう、就職・採用活動の時期等について、その趣旨を含めて、学生に対して十分に周知すること。特に、採用選考活動が授業期間と重複するスケジュールであることを踏まえ、学生個々の学業と採用選考関係の日程が重複する場合には、採用選考関係の日程調整に関して企業等に相談することが可能であること、留学や教育実習等を希望する際は注意が必要であること等を周知・指導すること。

② 就職関連情報の積極的な提供

学生が進路選択する際の検討に資するため、各大学等は学部・分野別の就職実績等の情報の積極的な提供に努めること。また、海外への留学や外国人留学生の受入れを積極的に進めている大学等は、日本人海外留学者[iii]や外国人留学生に対し、企業での採用に関する情報提供を積極的に行い、就職活動において不利にならないよう配慮すること。

（2）就職・採用活動スケジュールに関する留意事項

就職・採用活動の日程及びそれに付随して実施される「企業説明会」、「学校推薦」、「正式内定開始日」について、大学等として遵守するよう徹底すること。

① 「企業説明会」の取扱い

卒業・修了前年度３月１日より前は、学内及び学外で企業等が実施する「企業説明会」に対して会場提供や協力を行わないこと。（なお、「企業説明会」とは「会社説明会」、「学内セミナー」等の名称に関わらず、採用を目的として事前に採用予定数や選考スケジュールなどの採用情報を広く学生に発信するための説明会を指す。）この点、キャリア教育と称して、実態が特定の企業の説明とならないよう、特に留意すること。

② 学校推薦の取扱い

学校推薦は、卒業・修了年度６月１日以降とすることを徹底すること。

③ 正式内定開始日の周知

正式内定日は、卒業・修了年度の１０月１日以降である旨学生に徹底する。正式内定に至るまでの間においては、複数の内々定の状態が継続しないよう、学生を指導するとともに、９月３０日以前の内々定は学生を拘束しないものである旨徹底すること。

２．就職・採用活動の公平・公正の確保について

（１）インターンシップ

インターンシップとは、「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（以下、「三省合意」という）では「学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」としており、あくまでも教育プログラムであり、原則、就職・採用活動そのものではないということを学生に対して周知すること。また、大学等が実施に関わる場合は、「三省合意」[iv]及び「留意点について」[v]を踏まえ、適切に実施することを徹底する。インターンシップと称するが、実質的に就業体験が伴わず業務説明の場となっているものについては、学生に対してインターンシップではない旨を周知するとともに、これを理由に授業等を欠席することは認めないことが望ましい。

また、不適切な取組が行われていることを確認した場合には、各大学等において、今後の学生への指導等に使用すること。

なお、2020 年度卒業・修了予定者を対象とし、広報活動・採用選考活動の開始期日以後に実施されるインターンシップで、あらかじめ広報活動・採用選考活動の趣旨を含むことが示されている場合には、この限りではない。

３．その他の事項について

（１）各大学等における職員採用の対応

企業等への就職・採用活動のみならず、各大学等における職員採用においても、本申合せを踏まえた対応を行うこと。

（２）「申合せ」の内容の周知

各大学等は、「申合せ」の内容について、学内の教職員はもとより、学生への周知徹底を図り、学生に不安と混乱が生じないよう適切に対応すること。

また、企業等に対しても、「申合せ」の内容の周知を図ること。各大学等による企業等への直接的な要請は「申合せ」の趣旨の理解促進に極めて重要であるため、各大学は主体的に上記に取り組み、一層の周知徹底に努めること。

---

[i] 広報活動とは、採用を目的として、業界情報、企業情報、新卒求人情報などを学生に対して広く発信していく活動を指す。その開始期日の起点は、自社の採用サイトあるいは就職情報会社の運営するサイトで学生の登録を受け付けるプレエントリーの開始時点とする。また、会社説明会などのように、選考活動と異なり学生が自主的に参加又は不参加を決定することができるイベントなどの実施に当たっては、その後の選考活動に影響しない旨を明示するとともに、学事日程に十分配慮すること。開始時点より前には、ホームページにおける文字や写真、動画などを活用した情報発信、文書や冊子等の文字情報によるＰＲなど、不特定多数に向けた情報発信にとどめ、学生の個人情報の取得や個人情報を活用した活動は行わないこと。なお、広報活動のスケジュールを事前に公表することは差し支えない。

[ii] 採用選考活動とは、一定の基準に照らして学生を選抜することを目的とした活動を指す。具体的には、選考の意思をもって学生の順位付けまたは選抜を行うもの、あるいは、当該活動に参加しないと選考のための次のステップに進めないものであり、こうした活動のうち、時間と場所を特定して行う面接や試験などの活動を指す。

[iii] 2020 年度卒業・修了予定者のうち、留学期間が就職・採用活動の日程と重複する者など。

[iv] 「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（平成 27 年 12 月 10 日一部改正　文部科学省、厚生労働省、経済産業省）（抜粋）

　インターンシップと称して就職・採用活動開始時期前に就職・採用活動そのものが行われることにより、インターンシップ全体に対する信頼性を失わせるようなことにならないよう、インターンシップに関わる者それぞれが留意することが、今後のインターンシップの推進に当たって重要である。

[v] 「インターンシップの更なる充実に向けて　議論のとりまとめ」等を踏まえた「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」に係る留意点について～より教育的効果の高いインターンシップの推進に向けて～（平成 29 年 10 月 25 日　文部科学省、厚生労働省、経済産業省）（抜粋）

　１．就業体験を伴わないプログラムをインターンシップと称して行うことは適切ではない

　インターンシップについては、就業体験を伴うことが必要です。一方で、いわゆるワンデーインターンシップなど短期間で実施されるプログラムの中には、就業体験を伴わず、企業等の業務説明の場となっているものが存在することが懸念されます。

　インターンシップの信頼性の確保や教育効果の向上のため、こうしたプログラムをインターンシップと称して行うことがないようご留意ください。また、就業体験を伴わないプログラムについては、インターンシップと称さず、実態に合った別の名称（例：セミナー、企業見学会）を用いてくださいますようよろしくお願いいたします。

　２．より教育効果の高いインターンシップの推進を図る

　（略）

　インターンシップを正規の教育課程に位置付ける場合には、「基本的考え方」に則りつつ、インターンシップの実施期間については、より教育効果を高める観点から、５日間以上の実習期間を担保することが望まれます。

　地域の事情や企業規模等により、連続した５日間の実習が困難な場合は、事前・事後学習との組み合わせや、５日間で複数の企業において実習を行う等の形態も可能であると考えられますが、教育プログラムとして単位認定を行うものであれば、可能な限り連続した５日間とするなど、一定期間のまとまりにより職業生活を体験することが有益であると考えられます。